

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）予備隊員に係る募集要項

令和 8 年 6 月 1 日
国土交通省東京航空局
災害対策推進室

国土交通省では、災害時に、被災地方公共団体等に TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する支援を行っているところです。

今般、TEC-FORCE による被災地方公共団体等への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。

「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員である国家公務員（以下、必要な場合を除き「非常勤職員」と記載します。）として採用され、TEC-FORCE の一員として被災地方公共団体等で活動いただく予定です。

1.募集内容・採用形態

本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します。

また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録され、かつ研修受講が完了した「TEC-FORCE 予備隊員」の方の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等）を踏まえた派遣調整の上採用し、被災地方公共団体等で TEC-FORCE の一員として活動いただく予定です。

なお、「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることとなります。

本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録の期間は令和 9 年 12 月 31 日までになります。

「TEC-FORCE 予備隊員」に関連する「募集・採用の主な流れ」は下記のとおりです。

- ① 「TEC-FORCE 予備隊員」の募集（今回）
- ② 書類選考・面接等による選考
- ③ （②による選考通過の場合）「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録のお知らせ（令和 8 年 10 月頃を予定）
- ④ 研修に係る採用（「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、非常勤職員として採用。非常勤職員として採用されている任期のうち、1 日程度での研修を予定。研修は、令和 8 年 11 月頃を予定していますが、研修人数によっては、それ以外のタイミングで受講いただく場合があります。）
- ⑤ 研修に係る任期満了（「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録は継続となります。）

(以下は、TEC-FORCE として災害派遣される場合)

- ⑥ 研修受講が完了した「TEC-FORCE 予備隊員」に対する、災害派遣可否の事前確認（災害発生後に、必要に応じ、電話等により東京航空局より連絡することを想定しています。）
- ⑦ 災害派遣に係る採用、被災地方公共団体等への派遣（非常勤職員として採用された任期のうち、おおむね1週間程度での派遣を想定。）
- ⑧ 災害派遣に係る任期満了（令和9年12月31日まで「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録は継続し、災害派遣は、有効期間内において、複数回行う場合があります。）

非常勤職員としての身分を有するのは、非常勤職員として採用された任期期間中（上記のうち、④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）の間）のみで、それ以外の期間では、身分を有しません。

また、実際に勤務するのは、任期期間中のうち、**3.職務内容**に記載の活動等に従事する期間のみとなります。

本募集による「TEC-FORCE 予備隊員」としての名簿登録の期間は、令和9年12月31日までの間を予定しており、それ以降の「TEC-FORCE 予備隊員」については、令和9年度に募集する予定です。

現在「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方（名簿登録の期間：令和9年2月28日まで）が、令和8年10月1日以降の「TEC-FORCE 予備隊員」への名簿登録を希望される場合は、今回の募集に対して、改めて応募いただくことが必要です。

また、今回の募集の結果、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録された方についても、次期も継続を希望する場合は、改めて令和9年度の「TEC-FORCE 予備隊員」の募集に応募いただくことになります。

なお、継続の場合、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、面接等は省略となる場合があります。

2.募集人数

本募集により、「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録される人数は対象施設ごとに以下のとおり予定しています。

- ① 空港基本施設 : 数名程度
- ② 空港建築施設 : 数名程度
- ③ 空港建築施設（付帯設備） : ④と合わせて数名程度
- ④ 航空保安施設用予備発電設備
- ⑤ 航空灯火電気施設 : 数名程度

なお、応募状況によっては、人数が変更となる場合があります。

3.職務内容

1.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の採用先は以下のとおりです。

採用先：東京航空局 災害対策推進室

<研修>

以下は、**1.募集内容・採用形態**の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：災害時に被災地方公共団体等での活動を行うために必要となる研修に参加いただきます。その他、任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合があります。研修は年1回、1日程度を想定しています。研修の実施日時及び実施場所は採用決定後にお知らせします。

<災害派遣>

以下は、**1.募集内容・採用形態**の「募集・採用の主な流れ」の⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の職務内容です。

職務内容：TEC-FORCEの一員として被災地方公共団体等に派遣され、常勤職員と一体となって、以下のいずれかの活動に従事いただきます。また、以下に掲げる事項のほか、任命権者が必要と認める事務に従事していただく場合があります。

- ① 被災地における情報収集及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整
具体的には、TEC-FORCEが行う、自治体等との連絡調整業務（リエゾン）等を想定しています。
- ② 被災地における被害状況調査
具体的には、TEC-FORCE 被災状況調査班が行う、被災地での空港施設の被害状況調査に係る業務等を想定しています。
- ③ 被災地における災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言
具体的には、TEC-FORCE 高度技術指導班が行う、被災地における空港施設の災害応急対策に必要な地方公共団体等への技術的助言に係る業務等を想定しています。

※「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿に登録された方の中から、災害・従事いただく業務ごとに、本人の希望、必要となる知識、経験等を勘案して、派遣者を選定します（東京航空局管内に加え、全国への派遣となる場合があります）。

※派遣の可否・派遣期間は、「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿に登録されている方の、その時点の個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等）も考慮し、任命権者が決定します。

※派遣時は、東京航空局本局又は管内の空港事務所等に公共交通機関で集合後、東京航空局で用意する移動手段又は公共交通機関で移動し、被災地等で活動いただくことを想定しています。

派遣時の移動及び被災地等での活動において、個人所有の車両は使用できません。なお、自宅周辺等において、公共交通機関での移動が困難な場合、最も経済的かつ合理的な経路にタクシーが含まれる場合は、タクシーの使用が可能です。旅費の精算には領収書等の提出が必要となります。

※派遣時には、活動に必要な被服・ヘルメット等の装備品を貸与します。

また、基本、宿泊先は東京航空局にて用意する予定ですが、宿泊先が確保できない状況となった場合には、貸与する寝袋等で宿泊して頂く可能性もあります。

4.待遇等

以下は、1.募集内容・採用形態の「募集・採用の主な流れ」の④～⑤（研修）及び⑦～⑧（災害派遣）のために非常勤職員に採用された場合の、いずれにも適用されます。

<採用形態>

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づき、非常勤の国家公務員として採用します。

国家公務員法に基づく守秘義務、職務専念義務等が課せられます。詳しくは6.留意事項をご確認ください。

<給 与 等>

1 日あたり 19,960 円(1 時間あたり 2,580 円)

※1 日の勤務時間が 7 時間 45 分に満たない場合は、時給で換算し給与を支給します。

※1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超える場合は、超過勤務手当を支給します。

※上記の単価は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」が改正された場合、施行日以降に改定される場合があります。

別途、研修時あるいは災害派遣時等における旅費を支給します。なお、交通費は旅費により支給し、通勤手当は支給しません。

また災害派遣時には、職務の内容に応じて、特殊勤務手当として人事院規則 9・30（特殊勤務手当）第 19 条に基づき常勤職員に支給する金額に相当する金額を支給します。

※退職手当等その他の手当、賞与の支給はありません。

<勤務時間>

研修時・災害派遣時等に、それぞれの活動内容に応じて任命権者が決定します。

※災害派遣時は、概ね 1 週間程度、1 日 7 時間 45 分程度の活動を想定していますが、災害の規模、現場の状況等によって異なる可能性があります。

※超過勤務手当の支給対象は、実際に業務を行った時間に対してであり、業務を行わず移動のみを行う時間に対しては支給されません。（移動中に職務として打ち合わせ等を行う場合は支給対象です。）

<災害時の補償>

公務上の災害については、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。

5.応募資格

以下の要件①～②の全てを満たす方で、要件③～⑤のいずれか又は複数の経験を有している方

とします。

- ① **TEC-FORCE** の一員として、被災地での活動が可能な健康状態であり、1年以内に受診した健康診断結果の提出が可能であること
※健康診断とは、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）に基づく一般定期健康診断若しくは労働安全衛生法に基づく定期健康診断又はこれらに相当する健康診断等を指します。
※健康状態により被災地での活動が困難であることが確認された場合には、「**TEC-FORCE** 予備隊員」の名簿登録から削除することがあります。
- ② 所属先の企業・団体等がある場合は、本募集への応募について承諾を得ていること
- ③ 国又は地方公共団体等の組織間の高度な調整に資する経験及び災害応急対策における高度な連絡調整に資する経験を有していること
- ④ 空港施設の整備及び管理に関する実務経験を有していること
※空港施設とは、以下施設をいう。
国・地方又は会社管理空港が管理する、空港基本施設、空港建築施設（付帯設備含む）、航空保安施設用予備発電設備、航空灯火電気施設
※国・地方又は地方公共団体が行った空港施設の災害応急対策又は災害復旧に関する業務経験、国土交通省緊急災害対策派遣隊（**TEC-FORCE**）での活動経験若しくはこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方を含む。
- ⑤ 空港施設の被災要因分析や対策に関する研究実績を有していること
※工学、農学又は防災や災害対策に関する学問分野での学士号を有し、空港施設の被災要因分析や対策に関する研究実績があること又はこれと同等以上の知識、経験、技能等を持つ方。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、あらかじめ御了承ください。

- (a) 日本国籍を有しない者
- (b) 常勤の国家公務員である者
- (c) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (d) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6.留意事項

- ・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法第 103 条及び第 104 条に定める兼業規制等は課せられません。
- ・非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の

加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」へは加入しません。

- ・労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、非常勤職員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
- ・非常勤職員としての給与等について、必要に応じて確定申告等を適切に行ってください。
- ・非常勤職員として採用された場合、国家公務員法等に基づき、以下の義務や制限等が課せられます。

なお、以下の義務や制限等について、非常勤職員としての任期中を通じて適用されるものは、時間単位ではなく、一日単位での適用となります。そのため、非常勤職員としての任期中は、勤務時間外も含めて、義務や制限等が適用されますので、ご注意ください。

<国家公務員法関係>

- 非常勤職員としての職務（研修時・災害派遣時）遂行にあたり適用されるもの
 - ・法令及び上司の命令に従う義務（法第 98 条第 1 項）
 - ・職務に専念する義務（法第 101 条）
 - 非常勤職員としての任期中を通じて適用されるもの
 - ・争議行為等の禁止（法第 98 条第 2 項）
 - ・信用失墜行為の禁止（法第 99 条）
 - ・政治的行為の制限（法第 102 条）
 - 非常勤職員としての任期満了後も適用されるもの
 - ・秘密を守る義務（法第 100 条）
- ※例えば、非常勤職員としての業務遂行中に撮影した写真、取得したデータ等の無断での外部への持ち出し等を含みます。

<国家公務員倫理法・倫理規程関係>

- 非常勤職員となる方が、採用前に国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
- 非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。（民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません）
- 国家公務員退職後に、改めて今回の非常勤職員に採用される場合、国家公務員退職前の職務に係る「利害関係者」との禁止行為は、今回の非常勤職員採用後には適用されません。
- なお、国家公務員倫理法・倫理規程は、非常勤職員としての身分を有する間のみ適用され、それ以外の「TEC-FORCE 予備隊員」名簿登録期間には、適用されません。
- ・「TEC-FORCE 予備隊員」として登録された後に、住所や連絡先等が変更となった場合は、速やかに東京航空局まで報告をお願いします。
- ・「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に災害対応に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

7.選考方法

第一次選考 書類選考

第二次選考 面接

※第一次選考合格者に第二次選考の面接日時・場所等をご連絡いたします。

※面接は、対面を基本としますが、オンラインで実施する場合があります。

※第一次選考・第二次選考は、応募締切りまでの間も含め、随時行う場合があります。

※現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方は、研修受講の状況、災害派遣実績等を考慮し、第二次選考の面接が省略となる場合があります。

8.応募方法

応募締切りまでに、メール又は郵送により応募書類を提出してください。応募書類は合否にかかわらず返却しません。応募書類に記載された個人情報等は、「TEC-FORCE 予備隊員」としての選考や研修・災害派遣のための採用以外の目的で使用しません。

① 応募書類

《新たに「TEC-FORCE 予備隊員」に応募される方》

- ・意向調査票（様式1）
- ・履歴書（様式2）
- ・職務経歴書（様式3）

※応募資格に関連する経歴は、応募資格を満たすことが分かるよう、詳細にご記載ください。応募資格③～⑤のうち、複数を満たす場合は、それぞれを満たすことが分かるように記載ください。

《現在、「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方》

- ・調査票（TEC-FORCE 予備隊員登録者用）（様式4）

※本様式は、現在「TEC-FORCE 予備隊員」に登録されている方のみ使用可能です。それ以外の方は《新たに「TEC-FORCE 予備隊員」に応募される方》に記載している様式1～3を提出ください。

※様式4を使用する際には、その他に書類提出が必要な場合がありますので、様式4の記載内容をよくご確認ください。

② 応募締切り

令和8年8月31日（月）18時（メール受信有効、郵送時必着）

③ 提出先

メールアドレス：cab-tec-force1217@gxb.mlit.go.jp

郵送先：〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎 13階

東京航空局 災害対策推進室

9.問合せ先

東京航空局 災害対策推進室

電 話 : 03-5275-9292 (内線 : 7409、7224)

メール : cab-tec-force1217@gxb.mlit.go.jp

取次時間 月曜日から金曜日までの 09:30~17:00

(参考資料)

TEC-FORCE 予備隊員への応募を検討されている方を 雇用されている企業・団体等の皆様へ

<企業・団体等の皆様へのお願い>

- 国土交通省東京航空局では、TEC-FORCE による被災地方公共団体への支援体制を強化するため、災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE 予備隊員」として募集します。「TEC-FORCE 予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員（以下「非常勤職員」と記載します。）として採用され、TEC-FORCE の一員として、被災地方公共団体等で活動いただく予定です。
- 応募にあたり、現在、企業・団体等（以下「企業等」と記載します。）にお勤めの方については、所属企業等の承諾を要件としています。本制度の趣旨に鑑み、何卒御理解・御協力をお願い申し上げます。
 - ※「TEC-FORCE 予備隊員」は、通年で非常勤職員の身分を持つものではなく、研修や災害派遣ごとに必要な期間のみ、非常勤職員として採用されることとなります。本募集により「TEC-FORCE 予備隊員」として名簿登録された方の中から、災害派遣に必要な研修を受けるため、非常勤職員として採用し、研修を実施します（1日程度を想定）。また、災害時には、必要に応じ、名簿に登録された「TEC-FORCE 予備隊員」の中から個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）を踏まえた派遣調整の上、被災地方公共団体等で TEC-FORCE の一員として活動いただくことになり（1回1週間程度を想定）、TEC-FORCE 予備隊員への登録により、必ずしも災害時の派遣が義務付けられるものではありません。
 - ※「兼業」について、国家公務員法等の国家公務員側での制約はありません。企業等側の雇用契約・就業規則等における対応について各企業等側でのご確認等をお願いします。
- 研修や災害派遣期間が企業等側の勤務日と重複した場合の欠勤・休暇取得等についても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

<企業・団体等の皆様へのお知らせ>

- 「TEC-FORCE 予備隊員」の名簿登録後、国土交通省東京航空局のウェブサイトにおいて、登録された予備隊員を雇用されている企業等のご紹介等を予定しています（任意）。

<留意事項等について>

- TEC-FORCE 予備隊員について、実際に非常勤職員として勤務し、給与等を支給するのは、任期期間中のうち、活動等に従事する期間のみとなります。
- 公務上の災害については、国家公務員災害補償法の定めるところにより、常勤の国家公務員と同様の補償が受けられます。なお、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等の金額は、国家公務員としての待遇に基づき算定されます。

- 非常勤職員として採用された場合、研修時・災害派遣時のいずれも「国土交通省共済組合」の加入条件を満たさないため、「国土交通省共済組合」への加入は想定していません。
- 企業等に勤務されている方が非常勤職員として採用された場合、労働基準法第 38 条に基づく「事業場を異にする場合の労働時間に関する規定の適用についての通算」は、国家公務員としての勤務時間が労働基準法上の労働時間でないため、適用されません。
- 非常勤職員は、「利害関係者以外の者等との間における禁止行為」や「特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止」の適用を受けます。(民間人の立場・職務として実施した対価として、報酬を受領することは禁止行為に該当しません)
- 非常勤職員となる方が、採用前に、民間企業の社員として国家公務員との利害関係者である場合、非常勤職員として採用された後も、当該国家公務員との利害関係者としての立場は継続します。
- 非常勤職員としての勤務に伴い、企業等側で勤務しない場合の扱い(例えば、休暇の有給・無給の扱い)については、各企業等側のご判断となります。なお、非常勤職員は国家公務員法上の兼業が認められているため、非常勤職員としての勤務期間中において、企業等から、別途企業等側の勤務・身分に対する賃金等が支給されることや有給休暇等が適用されることは、差し支えありません。ただし、非常勤職員としての職務遂行中には、非常勤職員としての「職務に専念する義務」があることにご留意ください。
- 「TEC-FORCE 予備隊員」のうち、過去に災害対応に従事した経験がある方の中から、別途委嘱の上、現役職員への技術伝承のための研修講師等を依頼することがあります。

<不明点について>

- 本制度の応募についての質問等がある場合は、応募される方を通じて、東京航空局へお問合せをお願いします。(企業等からの直接のお問合せはご遠慮ください)